

核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書

2017年7月に国連で核兵器禁止条約が採択され、2020年10月には批准国が発効要件である50か国・地域に達し、翌年1月に発効されました。

同条約は、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しました。また、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止すると同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。

2022年6月には、核兵器禁止条約第1回締約国会議が開催され、北大西洋条約機構（NATO）加盟国であるドイツ、ノルウェー、オランダもオブザーバー参加しており、計80以上の国・地域が参加しました。さらには、2023年11月には第2回締約国会議が開催され、オブザーバー参加の35か国を含め、94か国・地域が参加しました。そして、2024年9月25日時点では、94か国・地域が署名し、73か国・地域が批准しています。

こうした中、2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が、ノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したことがたたえられたもので、非核平和都市を宣言する本市の議会として、同会の受賞を心から歓迎するところです。

しかし、世界の紛争地域を見渡すと、大国は核兵器による威嚇を行っており、人類は、かつてないほどの核の脅威にさらされています。核兵器の非人道性を知る世界で唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止する動きの先頭に立つべきです。核兵器廃絶は、人類の責務です。

よって、政府は、核兵器のない世界を実現するために核保有国と非核保有国との橋渡しをするという方針を示していることから、2025年3月に開催される核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日

枚方市議会議長 丹生真人

〈提出先〉

内閣総理大臣

外務大臣